

【別紙】 かながわ健康企業宣言について

「かながわ健康企業宣言」とは、健康優良企業を目指して企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果をあげた企業に、健保連神奈川連合会が「(※) 健康優良企業」として認定する制度です。

(※) 「健康優良企業」認定期間：認定された月から1年間

(注意) 他の都道府県に所在する事業所の場合でも健保連神奈川連合会の認定が必要となります。

かながわ健康企業宣言をすることによるメリット

- (1) かながわ健康企業宣言をした企業名は、健保連神奈川連合会のホームページに掲載され、企業のPRができます。
- (2) さらに健康優良企業の認定を受けた場合には、認定企業であることをアピールすることで、イメージアップによる人材確保につながります。健康企業宣言を行い、従業員の健康管理に対する意識が変わること、「健康企業宣言証」や「健康優良企業認定証」の社内掲示や対外的広報により、企業イメージの向上を図ることができます。

※健保連神奈川連合会ホームページより抜粋

【手続きの流れ】

「かながわ健康企業宣言」への手続きから「健康優良企業」申請までの流れ		
※宣言証に有効期限はありませんので、2年目以降はステップ3「健康づくりへの取り組み」へ進んでください。		
ステップ	手順	備考
1	かながわ健康企業宣言チェックシートで職場の現状を確認 【事業所】 職場の現状を確認する	書類手続き（提出）は不要
2	エントリーシートの提出 【事業所】 「エントリーシート」の宣言内容を確認、記入→健保へ提出 【健保】 受付→健保連へ「エントリーシート（写）」提出 【健保連】 受付→「宣言証」発行及び健保連HPで事業所名公表 【健保】 健保連発行の宣言証交付 →【事業所】 宣言証受領	随時、当健保組合へ提出 健康経営優良法人2025の申請を希望される事業所は、9月20日（金）までに提出 既に取り組みを実施している場合は、4の「報告用チェックシート」と同時提出も可
3	健康づくりへの取り組み 【事業所】 宣言内容をもとに取り組み内容を計画的に実施（3ヶ月～9ヶ月） 【健保】 各種保健事業を通じて事業所の取り組みをサポート	既に取り組みを始めており、3ヶ月以上経過している事業所は、4.「取り組み内容の振り返り・報告」へお進みください。
4	取り組み内容の振り返り・報告 【事業所】 「報告用チェックシート」に3～9ヶ月の取り組み内容を記入→健保へ提出 【健保】 取り組み内容の確認、 ※→健保連へ「報告用チェックシート（写）」提出 【健保連】 確認→「健康優良企業認定証」発行、健保連HPで事業所名公表 【健保】 健保連発行の認定証交付 →【事業所】 認定証受領 ※：宣言内容を達成できなかった場合は延長可能 達成困難な場合は「辞退届」を提出することで辞退可能	健康経営優良法人2025の申請を希望される事業所は、10月4日（金）までに「報告用チェックシート」を健保へ提出
上記1～4取り組み後、「健康経営優良法人2025」へ申請する場合		
5	① 過去に申請実績がある場合：健康経営優良法人認定事務局から、メールにて届く案内に則って申請ください。 ② 新規に申請する場合： 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト から、新規に登録のうえ、申請ください。	専用サイトから申請書をダウンロードし必要事項を入力した電子データを専用サイトにアップロード申請 10月18日（金）17:00 締切
6	日本健康会議 健康経営優良法人認定委員会にて審査のうえ、2025年3月頃発表	

【ご参考】

- ◆ かながわ健康企業宣言（健康保険組合連合会 神奈川連合会ホームページ）
 - ・ 「かながわ健康企業宣言」申請書類はこちらからダウンロードできます。

<https://kenpo-kanagawa.or.jp/general/health-declaration.html>

以 上